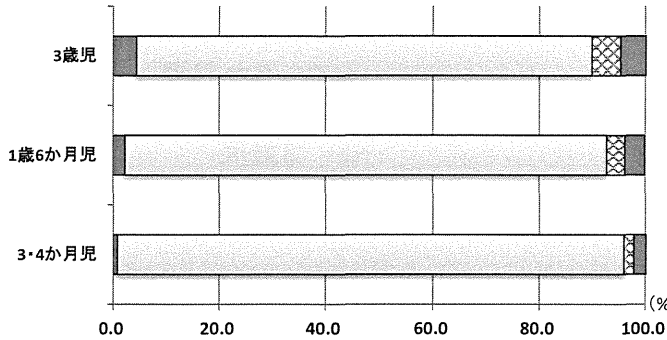
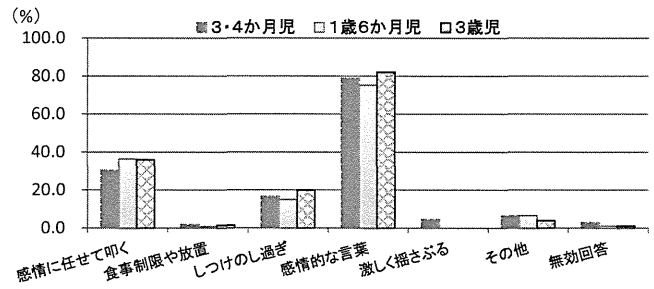


設問①:あなた、または、あなたのパートナーは、子どもを虐待しているのではないかと思うことはありますか。  
 →(1. はい 2. いいえ 3. 何ともいえない)  
 はい  いいえ  何ともいえない  無効回答



平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)親子の健康度調査(追加調査)

設問②:(設問①で「1. はい」と回答した人に対して、)それほどのようなことですか。(該当するものを全て選択して下さい)  
 →(1. 感情に任せて叩く 2. 食事を長時間与えないなどの制限や放置 3. しつけのし過ぎ 4. 感情的な言葉 5. 激しく揺さぶる 6. その他( ))



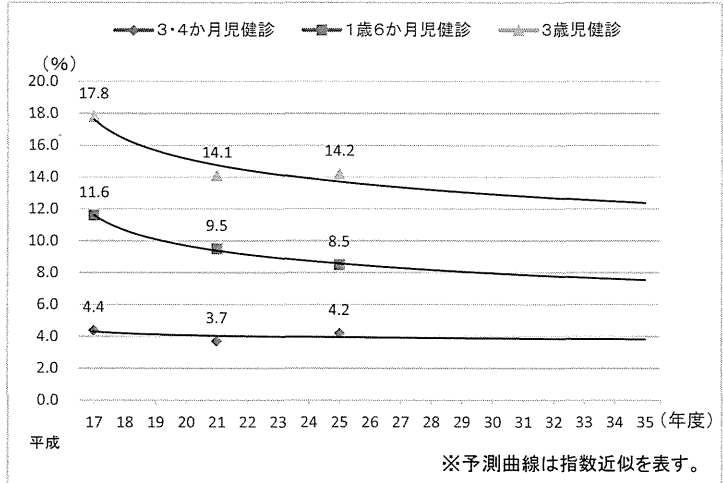
＜参考＞「健やか親子21」での類似指標

第1回中間評価、第2回中間評価、最終評価時の設問

◆設問①:お母さんは子どもを虐待しているのではないかと思うことはありますか。  
 →(1. はい 2. いいえ 3. 何ともいえない)

◆設問②:(すべての健診時点で「1. はい」を選択した場合の追加質問) それほどのようなことですか。(いくつ〇をつけてもかまいません)  
 →(1. たたくなど 2. 食事を長時間与えないなどの制限や放置 3. しつけのし過ぎ 4. 感情的な言葉 5. その他( ))

※ベースライン調査の値と類似指標の値が大きく異なっている。①質問文が変更になったこと、②調査対象地域が異なっていることなどの理由が考えられる。このため、次回以降の調査結果を注視する必要がある。



- ・平成17年度厚生労働研究「健やか親子21」の推進のための情報システム構築と各種情報の利活用に関する研究(山縣然太郎班)
- ・平成21年度厚生労働研究「健やか親子21」を推進するための母子保健情報の利活用に関する研究(山縣然太郎班)
- ・平成25年度厚生労働研究「健やか親子21」の最終評価・課題分析及び次期国民健康運動の推進に関する研究(山縣然太郎班)

重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号: 3 指標の種類: 健康行動の指標

指標名: 乳幼児健康診査の受診率(新) (基盤課題A再掲)

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
(未受診率 平成23年度) 3~5か月児: 4.6% 1歳6か月児: 5.6% 3歳児: 8.1%	(未受診率) 3~5か月児: 3.0% 1歳6か月児: 4.0% 3歳児: 6.0%	(未受診率) 3~5か月児: 2.0% 1歳6か月児: 3.0% 3歳児: 5.0%

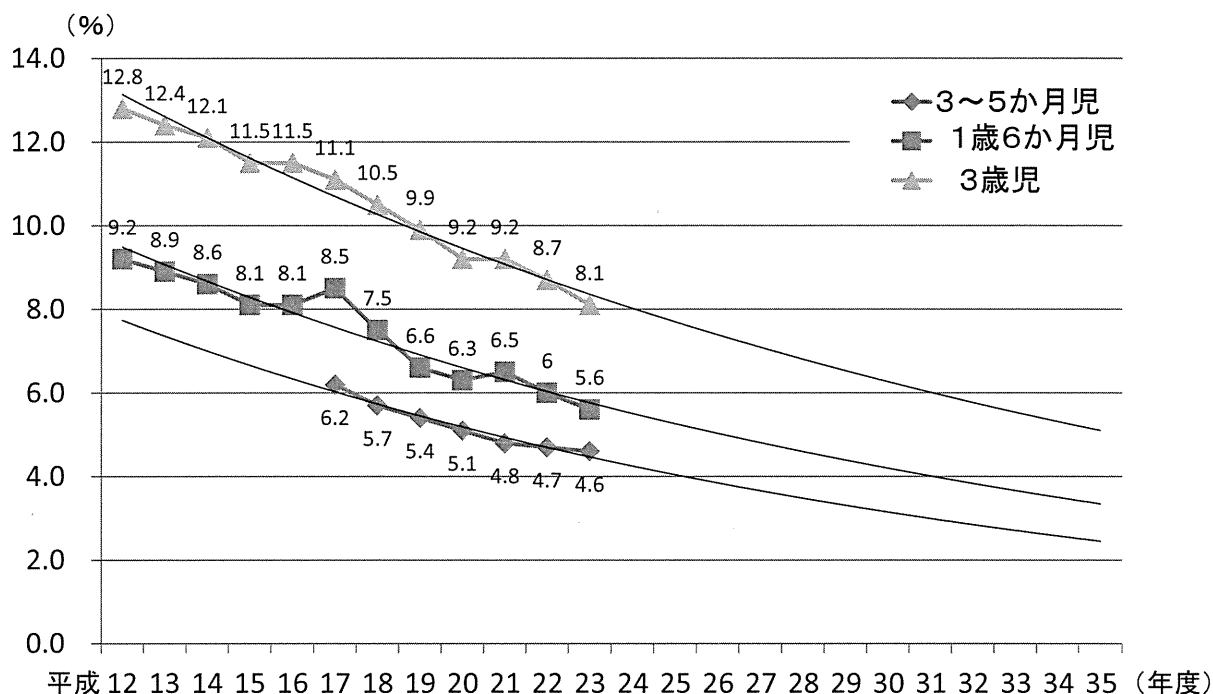
調査方法

調査名	地域保健・健康増進事業報告(平成19年度までは地域保健・老人保健事業報告) 地域保健編 1 母子保健 (3) 乳幼児の健康診査の実施状況
算出方法	受診率(%)を100%から引いた差で、未受診率を求める。 ※他の指標では、3・4か月児健診と表記しているが、本指標に限っては同事業報告の集計に合わせて、3~5か月児とする。

目標設定の考え方

いずれの健診でも直近10年間は減少の傾向にある。引き続き国民の意識が改善するための啓発活動等により、現在の減少傾向がさらに続くことを目標とする。  
 なお、ベースライン値は現在入手可能な直近値(平成23年度)とし、次のグラフの近似曲線から目標設定とする。

## 乳幼児健康診査の未受診者の割合

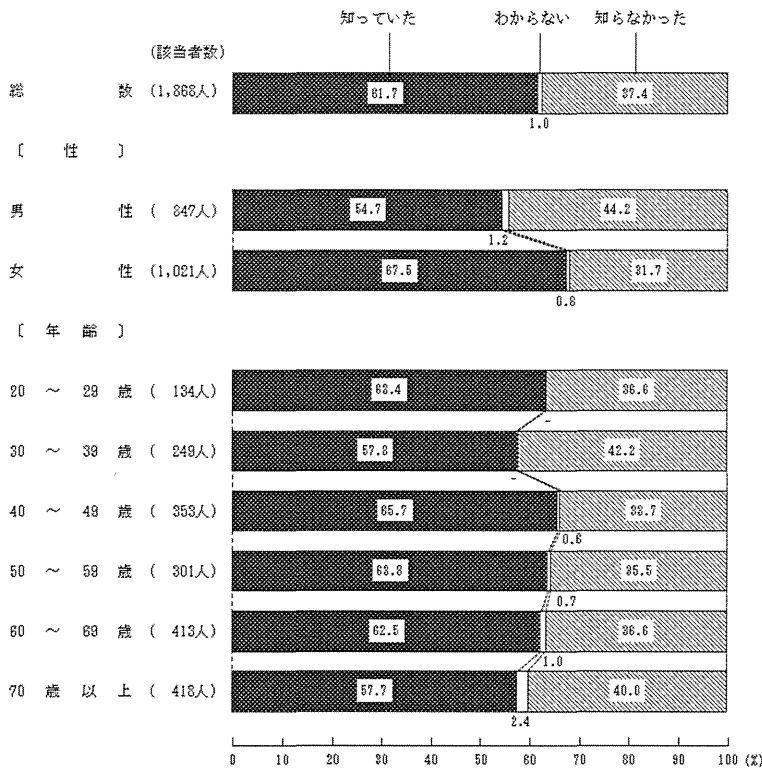


※予測曲線は指数近似を表す。

地域保健・老人保健事業報告及び地域保健・健康増進事業報告

<b>重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策</b>		
指標番号: 4	指標の種類: 健康行動の指標	
指標名: 児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合(新)		
ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
61.7% (平成26年度)	80.0%	90.0%
<b>調査方法</b>		
ベースライン調査	平成26年度母子保健に関する世論調査Q12 > 設問: 法律では、虐待を受けたと思われる、または疑いのある児童を発見したら、誰でも市町村の役場や児童相談所などに知らせることが義務付けられています。あなたは、そのような義務があることを知っていましたか、それとも知りませんでしたか。→((ア)知っていた、(イ)知らなかった) > 算出方法: 「(ア)知っていた」と回答した者の人数/全回答者数 × 100	
ベースライン調査後	ベースライン調査と同様の設問・選択肢、算出方法を用いて、中間評価と最終評価の前年度(平成30年度と平成34年度)には、調査設計する必要がある。	
<b>目標設定の考え方</b>		
母子保健に関する世論調査からは、全体で61.7%が「知っていた」と回答し、「知っていた」と回答した割合も女性の方が高くなっている。 20歳以上の男女を対象とした「母子保健に関する世論調査」をもとに、ベースライン値を設定した。高齢者層の認知の状況を勘案し、一定程度の割合で普及啓発が及ばない割合を見込んで、90.0%の目標設定とした。		

図14 児童虐待発見時の通告義務の認知



虐待を受けたと思われる、または疑いのある児童を発見したら、誰でも市町村の役場や児童相談所などに知らせることが義務付けられていることを知っていたか聞いたところ、「知っていた」と答えた者の割合が61.7%、「知らなかった」と答えた者の割合が37.4%となっている。

都市規模別に見ると、大きな差異は見られない。

性別に見ると、「知っていた」と答えた者の割合は女性で、「知らなかった」と答えた者の割合は男性で、それぞれ高くなっている。

◆母子保健に関する世論調査  
(内閣府大臣官房政府広報室) 平成26年7月調査

3. 地域での子育てに関する認知  
<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-boshihoken/2-3.html>

重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号: 5 指標の種類: 健康行動の指標

指標名: 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
94.3%(平成26年度)	100%	—

調査方法

ベースライン調査	平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)親と子の健康度調査(追加調査)(3・4か月児用問11) > 設問: 赤ちゃんが、どうしても泣き止まない時などに、赤ちゃんの頭を前後にガクガクするほど激しく揺さぶることによって、脳障害が起きること(乳幼児揺さぶられ症候群)を知っていますか。→(1.はい 2.いいえ) > 算出方法: 「1.はい」と回答した者の人数/全回答者数×100
ベースライン調査後	母子保健課調査…乳幼児健康診査(3・4か月児)での問診から必須問診項目に入れ、母子保健課調査で毎年度全国データを集積する(全数対象)。各地方自治体は、平成27年度からデータ収集・集計し、平成28年度に実施する母子保健課調査から報告する。 > 設問: 赤ちゃんが、どうしても泣き止まない時などに、赤ちゃんの頭を前後にガクガクするほど激しく揺さぶることによって、脳障害が起きること(乳幼児揺さぶられ症候群)を知っていますか。→(1.はい 2.いいえ) > 算出方法: 「1.はい」と回答した者の人数/全回答者数×100

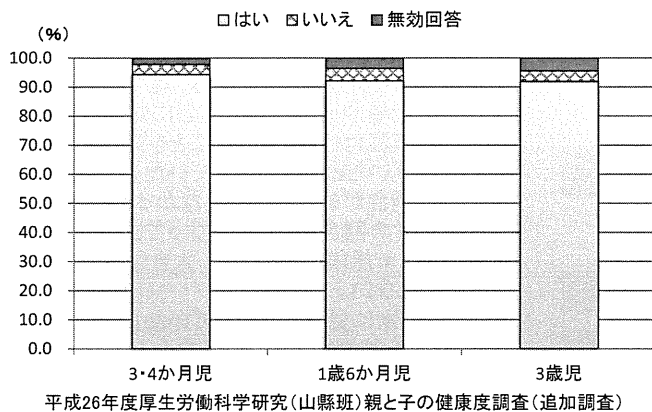
目標設定の考え方

乳幼児揺さぶられ症候群(Shaken Baby Syndrome)が発生する背景には、泣きやませようとしても泣き止まない乳幼児に特有の泣き行動(パープル・クライング)がある。乳児への「揺さぶり」は、乳幼児健診時のアンケート調査で3.9%(回答6,590名 平成24年愛知県)発生しているとのデータがあり、その他の国内外のデータでも2.5～3.5%程度と決して稀ではない。またその「揺さぶり」の背景には、育児不安・育児ストレスといった、ごく普通の家庭に存在する因子がある。

ベースライン調査では、3・4か月児で94.3%と1歳6か月児、3歳児よりも高い割合で認知されていた。平成26年度実施された母子保健に関する世論調査においても、同症候群に対する国民の認知度は92.1%と高いため、指標となる「3・4か月児の親」の認知度は、中間評価時で100%となることを目標とした。乳幼児揺さぶられ症候群という疾病の知識をすべての親が認識するとともに、同時に「赤ちゃんが泣きやまない」時の対処行動について広く啓発することが必要である。

なお、親の認知は90.0%を超え高水準であったため、今後は中間評価において、何らかの親の行動レベルでの取組を推進するための指標を検討することが求められる。

## ●乳幼児揺さぶられ症候群を知っている割合



### <参考>

あなた、または、あなたのパートナーは、これまで赤ちゃんが激しく泣いたり騒いだりした時に、激しく揺さぶったことはありますか。  
→(1. ない 2. これまでに何度かある 3. 頻繁にある)

3・4ヶ月児(人数(%))		
ない	13,042	(92.5%)
これまでに何度かある	127	(0.9%)
頻繁にある	5	(0.0%)
無効回答	920	(6.5%)
合計	14,094	

平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)親と子の健康度調査(追加調査)

### <参考>

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室 広報啓発DVD  
赤ちゃんが泣きやまない～泣きへの対処と理解のために～  
[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/nakiyamanai.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/nakiyamanai.html)

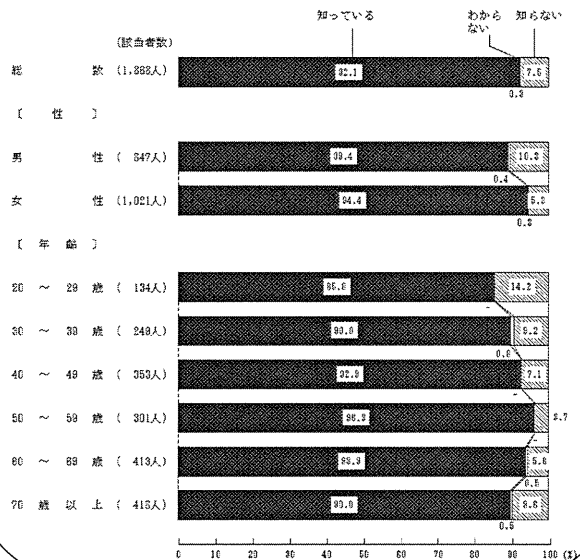
### <参考>乳幼児揺さぶられ症候群の認知

赤ちゃんの頭を激しく揺さぶることによって、赤ちゃんの脳に障害が起きる場合があることを知っているか聞いたところ、「知っている」と答えた者の割合が92.1%、「知らない」と答えた者の割合が7.5%となっている。

性別に見ると、「知っている」と答えた者の割合は女性で高くなっている。年齢別に見ると、「知っている」と答えた者の割合は50歳代で高くなっている。

母子保健に関する世論調査(内閣府大臣官房政府広報室)  
平成26年7月調査 2. 育児に関する認知

<http://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-boshihoken/2-2.html>



## 重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号: 6 指標の種類: 環境整備の指標

指標名: 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(新) (基盤課題A再掲)

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
92.8%(平成25年度)	100%	—

### 調査方法

ベースライン調査	<p>平成25年度母子保健課調査(市町村用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設問①: 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している。→(はい: 1 いいえ: 0)</li> <li>算出方法: 「はい」と回答した市区町村数/全市区町村数 × 100</li> </ul> <p>(参考設問)</p> <p>設問②: 看護職等専門職(※)が母子健康手帳の交付を行っている。(はい: 1 いいえ: 0) ※看護職等専門職とは、看護職(保健師・助産師・看護師・准看護師)および、社会福祉士、心理職等の専門職。看護職以外の専門職が交付している場合は、回答欄に(はい: 1)を選択の上、備考欄に職種を記載。</p> <p>設問③: 設問②で「はい」の場合は、看護職等専門職が交付している対象者。 →(1. 全員 2. 希望者 3. 必要と認められる者 4. 看護職等専門職がいる窓口で届出した者のみ)</p> <p>設問④: 設問①で「はい」、かつ設問②で「いいえ」の場合、看護職等専門職への情報提供や連携を行っているか。→(はい: 1 いいえ: 0)</p>
ベースライン調査後	<p>母子保健課調査(市町村用)(毎年度調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設問: 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している(※)。→(はい: 1 いいえ: 0)</li> <li>(※)「把握している」とは、アンケートを実施しているだけでなく、その情報に基づいて全員または必要な妊婦等に保健師等が個別支援する体制があること。</li> <li>算出方法: 「はい」と回答した市区町村数/全市区町村数 × 100</li> </ul>

### 目標設定の考え方

妊婦の身体的・精神的・社会的な状況を把握することは、母子保健の観点から重要である。そのため、(年間出生数が少ない村等で、アンケート等を用いず直接で把握している実態を含め。)全市区町村において妊娠届出時に、妊婦の状況を把握する取組の状況を指標とする。平成25年度ベースライン調査では既に92.8%の市区町村で実施されているため、5年後に100%の実施を目指す。

平成25年度母子保健課調査(市町村用) 全市区町村数1,742か所

➤ 設問①:妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している。

→(はい:1 いいえ:0)

回答結果:「はい」1,617か所、「いいえ」125か所

➤ 算出方法:「はい」と回答した市区町村数/全市区町村数×100=1,617/1,742×100≒92.8%

(参考設問)

設問②:看護職等専門職(※)が母子健康手帳の交付を行っている。(はい:1 いいえ:0)

「はい」1,623か所、「いいえ」119か所

「はい」と回答した市区町村の割合=1,623/1,742×100≒93.2%

※看護職等専門職とは、看護職(保健師・助産師・看護師・准看護師)および、社会福祉士、心理職等の専門職。看護職以外の専門職が交付している場合は、回答欄に(はい:1)を選択の上、備考欄に職種を記載。

設問③:設問②で「はい」の場合は、看護職等専門職が交付している対象者。有効回答1,620か所

→(1. 全員 2. 希望者 3. 必要と認められる者 4. 看護職等専門職がいる窓口で届出した者のみ)

1. 全員 1,286/1,620×100≒79.4%

2. 希望者 7/1,620×100≒0.4%

3. 必要と認められる者 54/1,620×100≒3.3%

4. 看護職等専門職がいる窓口で届出した者のみ 273/1,620×100≒16.9%

5. 無回答(3か所)

設問④:設問①で「はい」、かつ設問②で「いいえ」の場合、看護職等専門職への情報提供や連携を行っているか。

→(はい:1 いいえ:0)

設問①で「はい」、かつ設問②で「いいえ」と回答した市区町村数 89か所

「はい」と回答した市区町村数 77か所 77/89×100≒86.5%

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号:7

指標の種類:環境整備の指標

指標名:対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合(新)

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
% (平成26年度) (参考) 28.0%(平成23年度)	%	%

調査方法

調査名 「子どもを守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ」市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査は、5年に1回の調査予定(次回は平成30年度に実施予定)。  
※各年度ごとには厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで調査。  
**調査時期が、平成26年12月予定。**  
**データ公表時期が、平成27年11月頃予定。**

算出  
方法

目標設定の考え方

目標は、ベースライン調査後に設定する。

(参考)

平成23年度に対象者(家庭)の全てに対して訪問を実施した市町村は451箇所(28.0%)であった(乳児家庭全戸訪問事業の対象者(家庭)全てに訪問した市区町村/対象者がいた全市区町村×100より算出)。

<参考>

<乳児家庭全戸訪問事業の実施率の年次推移>

	全国平均		都道府県別実施割合	
	実施市区町村数	実施率	最高	最低
平成20年4月1日現在	1,247	72.2%	100.0%	40.0%
平成21年7月1日現在	1,512	84.1%	100.0%	57.1%
平成22年7月1日現在	1,561	89.2%	100.0%	61.8%
平成23年7月1日現在	1,613	92.3%	100.0%	61.8%
平成24年7月1日現在	1,639	94.1%	100.0%	64.7%

各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

- ・平成20年度：「育児支援家庭訪問事業」の実施状況（次世代育成支援対策交付金交付決定ベース）
- ・平成21・22年度：雇用均等・児童家庭局総務課調べ
- ・平成23・24年度：市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査  
（厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ）

乳児家庭全戸訪問事業の概要

1. 事業の目的

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげる。このようにして、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るものである。

2. 事業の内容

(1) 生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、下記の支援を行う。

[1] 育児等に関する様々な不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供等を行う。

[2] 親子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービス提供につなげる。

(2) 訪問スタッフには、愛育班員、母子保健推進員、児童委員、子育て経験者等を幅広く登用する。

(3) 訪問結果により支援が必要と判断された家庭について、適宜、関係者によるケース会議を行い、養育支援訪問事業をはじめとした適切なサービスの提供につなげる。

3. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

重点課題②：妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号：8      指標の種類：環境整備の指標

指標名：養育支援が必要と認められた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合（新）

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
%(平成26年度)	%	%

調査方法

調査名 「子どもを守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ」市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査は、5年に1回の調査予定(次回は平成30年度に実施予定)。  
※各年度ごとには厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで調査。  
**調査時期が、平成26年12月予定。**  
**データ公表時期が、平成27年11月頃予定。**

算出  
方法

目標設定の考え方

目標は、ベースライン調査後に設定する。

<参考>

養育支援訪問事業の実施率の年次推移

	全国平均		都道府県別実施割合	
	実施市区町村数	実施率	最高	最低
平成20年4月1日現在	799	45.3%	100.0%	15.8%
平成21年7月1日現在	996	55.4%	89.5%	17.9%
平成22年7月1日現在	1,041	59.5%	100.0%	26.9%
平成23年7月1日現在	1,098	62.9%	100.0%	32.5%
平成24年7月1日現在	1,172	67.3%	100.0%	32.5%

各都道府県には政令指定都市・中核市を含む。

- ・平成20年度:「育児支援家庭訪問事業」の実施状況(次世代育成支援対策交付金交付決定ベース)
- ・平成21・22年度:雇用均等・児童家庭局総務課調べ
- ・平成23・24年度:市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査  
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ)

養育支援訪問事業の概要

1. 事業の目的

乳児家庭全戸訪問事業等により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童若しくは保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うことを目的とする。

2. 事業の内容

対象家庭を訪問し、以下の内容を実施する。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産・育児を迎えるための相談・支援。
- (2) 出産後間もない時期(概ね1年程度)の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談・支援。
- (3) 不適切な養育状態にある家庭など、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持・改善や子の発達保障等のための相談・支援。
- (4) 児童養護施設等の退所又は里親委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対して家庭復帰が適切に行われるための相談・支援。

3. 実施主体 :市町村(特別区を含む)とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号:9 指標の種類:環境整備の指標

指標名:特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援(市町村への支援も含む)をする体制がある県型保健所の割合(新)

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
30.3% (平成25年度)	70.0%	100%

調査方法

ベースライン調査	<p>平成25年度母子保健課調査(都道府県用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 設問:特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援(市町村への支援も含む)(※)をしている県型保健所の数(箇所数)。</li> <li>(※)例えば、支援対象者や目的・運営ルールを明確に定め、公的責任において個別支援との両輪で支援を行っている等。</li> <li>➢ 算出方法:支援をしていると回答した県型保健所数/全県型保健所数×100</li> </ul>
----------	---

## 調査方法

ベース  
ライン  
調査後

母子保健課調査(都道府県用)(毎年度調査)

- 設問: 特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援(※)をしている。→(1. はい 2. いいえ)

(※) 支援とは、支援の必要な親を対象としたグループ活動を直接行っている場合だけでなく、市町村が行っている親のグループ活動(例えば、支援対象者や目的・運営ルールを明確に定め、公的責任において個別支援との両輪で支援を行っている等)を評価し、支援を行っている場合も含む。

- 算出方法: 「1. はい」と回答した県型保健所数/全県型保健所数×100

## 目標設定の考え方

ハイリスク親支援グループの運営は、母子保健活動の中での児童虐待対策の一つと位置づけられている。

ベースライン調査では、最終評価時に調査・分析上の課題とされた対象者を明確にした実施率を把握することができた。妊娠期からの虐待防止対策の中で、より早期からの関わりは重要であり、市町村や関係機関が行っている活動への支援も含め、広域的な立場で保健指導にあたる全ての県型保健所において実施される必要があることから、10年後の目標を100%と設定した。

### 平成25年度母子保健課調査(都道府県用) (全県型保健所数370か所(平成25年度))

- 設問: 特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援(市町村への支援も含む)をしている県型保健所の数(箇所数)。…112か所
- 支援をしていると回答した県型保健所数/全県型保健所数×100  
=112/370×100≒30.3%

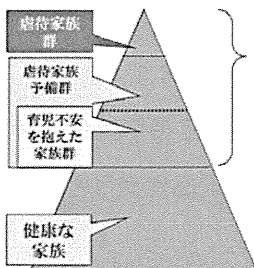
(参考) (市町村用) 全市区町村数 1,742か所

- 設問: 特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援をしている。→(1.有 2.無)
- 「1.有」と回答した市区町村数/全市区町村数×100=159/1,742×100≒9.1%

#### <参考> ハイリスク親支援グループ

サポート・グループ型の親グループは、「親支援グループ(鷺山、2006)、Parent Support Group(中板、2008)」

親教育グループを「親支援グループ」と記載するものが散見されている



グループを「何でもあるいは何かしら」やればいいのではなく、ターゲットに見合ったグループ手法をとる必要がある。

虐待予防の視点からハイリスクと判断された親支援は、「指導ではなく支援」

地区担当保健師によるアセスメントと個別の支援計画、グループへの適応の有無の判断があつてはじめて、グループは有効に機能するものとなる。「グループに参加したい人」ではなく「保健師からみてグループに参加させたい人」を誘導し選択的に参加するグループでなければならない。(第7回「健やか親子21」の最終評価等に関する検討会中板委員提出資料)

#### <旧指標4-17>

育児不安・虐待親のグループの活動の支援を実施している保健所の割合(母子保健課調べ)

第1回中間評価	第2回中間評価	最終評価
46.0%(194か所)	45.5%(175か所)	31.3%(116か所)
(参考値) 70.1%(54か所) 政令市・特別区の割合	(参考値) 70.6%(60か所) 政令市・特別区の割合	(参考値) 75.3%(70か所) 政令市・特別区の割合
(参考値) 40.6%(938か所) 市町村の割合	(参考値) 36.5%(622か所) 市町村の割合	(参考値) 33.1%(542か所) 市町村の割合

#### 【最終評価】

数値評価では悪化しているが、都道府県の保健所の事業のみを対象とする指標の立て方に起因している可能性が高い。現実には、育児不安・虐待親のグループの活動の支援が広まっている可能性も高いため、「評価できない」とした。

#### 【調査・分析上の課題】

育児不安対象者へのグループと虐待をした親へのグループの活動支援については、運営上区別して実施されている場合もあり、両者を分けた調査が必要である。



重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策		
指標番号: 10	指標の種類: 環境整備の指標	
指標名: 要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種(産婦人科医又は看護師や助産師)が参画している市区町村の割合(新)		
ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
%(平成26年度)	%	%
調査方法		
調査名	「子どもを見守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ」市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査は、5年に1回の調査予定(次回は平成30年度に実施予定)。 ※各年度ごとに厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで調査。 <b>調査時期が、平成26年12月予定。</b> <b>データ公表時期が、平成27年11月頃予定。</b>	
算出方法		
目標設定の考え方		
目標は、ベースライン調査後に設定する。		

### <参考データ> 要保護児童対策地域協議会への関係機関の参画状況

	都道府県					指定都市・児童相談所設置市	合計	参考 (平成23年4月) ※被災3県除く
	市・区 (30万以上)	市・区 (10~30万未満)	市・区 (10万未満)	町	村			
地域協議会設置数	63	205	519	726	179	22	1,714 (100.0%)	1,587 (100.0%)
産科医療機関	18	48	66	32	2	8	174 ( 10.2%)	— ( — )
医師会(産科医会・小児科医会以外)	61	192	439	301	27	21	1041 ( 60.7%)	998 (62.9%)
産科医会	12	16	17	4	—	1	50 ( 2.9%)	— ( — )
看護協会	4	3	6	-	1	2	16 ( 0.9%)	18 ( 1.1%)

平成23年度 市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査  
(厚生労働省雇用均等・児童家庭局 総務課虐待防止対策室調べ) より一部抜粋

重点課題②:妊娠期からの児童虐待防止対策		
指標番号:11	指標の種類:環境整備の指標	
指標名:関係団体の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の割合(新)		
ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
54.9%(平成25年度)	80.0%	100%
調査方法		
ベースライン調査	<p>平成25年度母子保健課調査(市町村用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 設問:関係団体(※1)の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動(※2)を実施している。</li> <li>→(1.はい 2.いいえ)</li> <li>(※1)都道府県や市町村の要保護地域対策協議会とその関係団体等。</li> <li>(※2)都道府県や市町村が実施する児童虐待に関する関係者向け研修会や市民向け講座などの開催、オレンジリボンをはじめとする啓発活動、その他広報活動等。</li> <li>➢ 算出方法(市町村):「1. はい」と回答した市区町村数/全市区町村数×100</li> </ul>	
ベースライン調査後	<p>母子保健課調査(市町村用)(毎年度調査)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 設問:関係団体(※1)の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動(※2)を実施している。</li> <li>→(1.はい 2.いいえ)</li> <li>(※1)地方公共団体の要保護地域対策協議会とその関係団体等。</li> <li>(※2)地方公共団体が実施する児童虐待に関する関係者向け研修会や市民向け講座などの開催、オレンジリボンをはじめとする啓発活動、その他広報活動等。</li> <li>➢ 算出方法(市区町村):「1. はい」と回答した市区町村数/全市区町村数×100</li> <li>※都道府県についても、実施状況は引き続き把握していく(詳細は次頁参照)。</li> </ul>	

目標設定の考え方	
<p>ベースライン調査では、都道府県は100%の実施であったため、市区町村について目標値を設定することとした。地方公共団体には、児童虐待の啓発に努める責務があることから、すべての市区町村において、広報・啓発活動が実施され、最終的には100%となることが求められる。</p> <p>なお、都道府県については、ベースライン調査において、全ての都道府県で実施されていたため、ベースライン値や目標は定めないものの、実施状況は引き続き把握していくものとする。</p>	

**平成25年度母子保健課調査**

- ・結果(全市区町村数1,742か所):はい(957か所)・いいえ(785か所)
- ・結果(都道府県):はい…47か所、いいえ…0か所
- 算出方法(市区町村):「1. はい」と回答した市区町村数/全市区町村数×100=957/1,742×100≒54.9%
- 算出方法(都道府県):「1. はい」と回答した都道府県数/全都道府県数×100=47/47×100=100%

……関係団体との協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の活動例……

**北海道滝川市**

- コスモスマラソンにおける啓発活動  
参加選手及び関係職員にオレンジリボンを配布し会場内にて啓発
- 紙袋ランタンフェスティバルの啓発  
オレンジリボンの形にランタンを並べ、会場にてオレンジリボンを持参した来場者に配布し啓発

**埼玉県**

- 企業450社を訪問、オレンジリボン運動等に協力依頼
- 大型ショッピングモール、道の駅などでイベント開催  
県内40箇所、オレンジリボン運動及び児相全国共通ダイヤルの周知実施。
- 県広報誌での啓発  
オレンジリボン憲章、児相全国共通ダイヤル、乳幼児揺さぶられ症候群について周知。
- オレンジリボン運動に関するトークショーの開催  
公開収録イベントとあわせて啓発活動を実施

**大分県**

- 児童虐待予防を呼びかける新聞広告の掲載
- 子育て電話相談(いつでも子育てほっとライン)周知  
TVスポット放送やラッピングバスの運行、チラシ・マグネットプレート等配布。
- 県内4大学で「ライフデザイン講座※」を開催。  
※若い世代が命を次代に伝え、育んでいくことの大切さと家庭を築くことの意義について理解を深める目的

平成25年度における児童虐待防止に関する取組の実施(予定)状況についての調査(雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ)

**山形県**

- オレンジスマイルキャラバン  
集客力のあるイベント・施設(産業まつり、イオン、モンテディオ山形スタジアム等)で、来場者がメッセージ入りオレンジリボンを作成し、ツリーを装飾するイベントを開催。スタジアムでは、選手及びチームマスコットと一緒にツリーを作成し、試合開始前に児童虐待防止についてPR。
- オレンジリボンBIGツリーの展示  
キャラバンで寄せられたメッセージ入りリボンをおもてなしツリーに集約し、交流施設に展示。
- 文翔館(旧県庁及び議事堂)をオレンジ色にライトアップ  
その他、「オレンジリボン大使任命式」や「オレンジリボンのテレビCM放送」、「オレンジリボンカップ モンテとフットサル」なども開催。

**小松市**

- 虐待防止に関する研修会や講習会を開催  
小松市保育連絡協議会と連携し、支援コーディネーターや保育士等を対象に、虐待防止に関する研修会や講習会を開催。
- 小松市のゆるキャラとコラボし啓発  
オレンジリボンのコラボオリジナル缶バッジを作成し、ショッピングモール等で、ゆるキャラと一緒に児童虐待に関するグッズ、チラシ等を配布。

**福岡市**

- 福岡市子ども虐待防止活動推進委員会の取組を集約  
市と関係24団体の取組を集約し広報、相談窓口の周知。
- 福岡ソフトバンクホークスと連携  
応援メッセージを掲載した相談窓口の周知ポスターを作成し、市の機関や関係機関に掲示。

**重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策**

指標番号: 12      指標の種類: 環境整備の指標

指標名: 児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数(新)

ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標
(参考) 572か所(平成25年度)	三次と二次救急医療機関の50%	全ての三次と二次救急医療機関数

**調査方法**

ベースライン調査	平成25年度母子保健課調査(市町村用) ➢ 設問: 児童虐待に対応する体制を整えている医療機関(※)の数(市内にある該当医療機関数(箇所数)) (※)例えば特定妊婦や要支援家庭、児童虐待の発見や対応に関する委員会等の組織の設置や、対応マニュアルの作成、外部機関との連絡窓口の明確化をしている医療機関。 ➢ 算出方法: 該当する医療機関数を計上
ベースライン調査後	母子保健課調査(都道府県用)(毎年度調査) ➢ 設問: 三次救急医療機関と二次救急医療機関のうち、次の①と②の両方を満たす医療機関の数(箇所数) ①外部機関との連携窓口を明確にしている。 ②児童虐待に関する委員会、または児童虐待マニュアル、または職員対象の児童虐待に関する研修がある。 ➢ 算出方法: ①と②のいずれにも該当する医療機関数を計上 ※参考(医政局地域医療計画課調べ 平成25年3月31日時点) 三次救急医療機関(259施設)+二次救急医療機関(2,904施設)=3,163施設

**目標設定の考え方**

医療機関での児童虐待事例への対応は、生命に直結する救急医療においても、特定妊婦や周産期医療における予防的な関わりにおいても、さらに被虐待児とその家族への心の診療においても重要な位置を占める。「健やか親子21(第2次)」の指標に位置付け、国や県がモニターすることで、医療機関の取組を推進する必要がある。

ベースライン調査は、市町村を対象に実施したため、同一の医療機関を複数の地方自治体が重複して回答している可能性があるため、今後の調査では、都道府県調査において把握することとする。児童虐待に対応する体制は、本来全ての医療機関において整える必要があると考えられるが、まずは三次と二次救急医療機関で着実に体制整備を促すため、これらを調査対象とする。

今後の調査結果をもとに、中間評価においては、三次や二次救急医療機関が、「地域の医療機関と連携をとっているか」という視点も入れた検討も求められる。

<ベースライン調査結果>

- ・設問: 児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数(市内にある該当医療機関数を入力)
- ・結果: 全国で572か所

※調査対象市区町村1,742か所のうち、各市町村内に1か所以上の医療機関がないと回答した市区町村は1,170か所(自由記載欄に未把握と記載のあった自治体を含む)。つまり、67.2%の市区町村内には、当該医療機関が1か所もない(もしくは未把握等)。

<参考>

◆児童虐待対応院内組織の整備状況(N=86)

	病院数	率
あり	32	37.2%
設置予定	9	10.5%
予定なし	45	52.3%

◆設置した理由(複数回答)(N=32)

	病院数	率
現場職員からの要望	10	31.3%
外部からの要請	0	0.0%
通告など法的対応のため	9	28.1%
臓器移植法への対応	18	56.3%
もれなく早期発見するため	17	53.1%
チーム医療を進めるため	13	40.6%
他機関連携のため	5	15.6%
その他	6	18.8%

◆院内組織の活動の内容(N=32)

	行っている		今後行いたい	
	病院数	率	病院数	率
病院の方針を決める	26	81.3%	1	3.1%
虐待対応のための実働サポート	27	84.4%	1	3.1%
病院スタッフへの対応助言	22	68.8%	2	6.3%
関係機関への連絡調整	28	87.5%	0	0.0%
個別カンファレンス	24	75.0%	2	6.3%
定例カンファレンス	12	37.5%	2	6.3%
予後把握	7	21.9%	7	21.9%
その他	2	6.3%	0	0.0%

◆児童虐待対応院内マニュアルの有無について(N=86)

	あり		なし	
	病院数	率	病院数	率
設置済み	28	32.6%	4	4.7%
設置予定・検討中	0	0.0%	9	10.5%
予定なし	4	4.7%	41	47.7%

平成25年度医療機関児童虐待対応体制等実態調査(愛知県健康福祉部児童家庭課)  
 ・対象: 平成24年10月1日現在、愛知県内で小児科を標榜し小児科一般診療を行っている107病院  
 ・回答: 86病院 ・実施: 平成25年7~8月

重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策

指標番号: 参1

指標の種類: 参考とする指標

指標名: 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

ベースライン	調査名
66,701件(平成24年度)	福祉行政報告例
調査方法	
調査名	福祉行政報告例(児童相談所における児童虐待相談の対応件数)
算出方法	

重点課題②: 妊娠期からの児童虐待防止対策	
指標番号: 参2	指標の種類: 参考とする指標
指標名: 市町村における児童虐待相談の対応件数	
ベースライン	調査名
73,200 (平成24年度)	福祉行政報告例
調査方法	
調査名	福祉行政報告例 (市町村における児童虐待相談の対応件数)
算出 方法	

## 指標及び目標の一覧

指標名		ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査
【健康水準の指標】	1	妊産婦死亡率 4.0(出産10万対) (平成24年)	減少	2.8	○人口動態統計	○人口動態統計
	2	全出生数中の低出生体重児の割合 ・低出生体重児 9.6% ・極低出生体重児 0.8% (平成24年)	減少	減少	○人口動態統計	○人口動態統計
	3	妊娠・出産について満足している者の割合 63.7% (平成25年度)	70.0%	85.0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	4	むし歯のない3歳児の割合 81.0% (平成24年度)	85.0%	90.0%	○母子保健課調査(3歳児歯科健康診査実施状況)	○地域保健・健康増進事業報告
【健康行動の指標】	5	妊産婦中の喫煙率 3.8% (平成25年度)	0%	0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
		育児期間中の両親の喫煙率 ・父親 41.5% (平成25年度)	30.0%	20.0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
		・母親 8.1% (平成25年度)	6.0%	4.0%		
	7	妊産婦中の妊婦の飲酒率 4.3% (平成25年度)	0%	0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	8	乳幼児健康診査の受診率(重点課題②再掲) (未受診率) ・3～5か月児:4.6% ・1歳6か月児:5.6% ・3歳児:8.1% (平成23年度)	(未受診率) ・3～5か月児:3.0% ・1歳6か月児:4.0% ・3歳児:6.0%	(未受診率) ・3～5か月児:2.0% ・1歳6か月児:3.0% ・3歳児:5.0%	○地域保健・健康増進事業報告	○地域保健・健康増進事業報告
	9	小児救急電話相談(＃8000)を知っている親の割合 61.2% (平成26年度)	75.0%	90.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	10	子どものかかりつけ医(医師・歯科医師など)を持つ親の割合 <医師> ・3・4か月児 71.8% ・3歳児 85.6% (平成26年度) <歯科医師> 3歳児 40.9% (平成26年度)	・3・4か月児 80.0% ・3歳児 90.0%	・3・4か月児 85.0% ・3歳児 95.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
11	仕上げ磨きをする親の割合 69.6% (平成26年度)	75.0%	80.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査	
【環境整備の指標】	12	妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(重点課題②再掲) 92.8% (平成25年度)	100%	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	13	妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている市区町村の割合 43.0% (平成25年度) (参考)50.2% (平成25年度)	75.0%	100%	○母子保健課調査 (参考) 平成25年度厚生労働科学研究(山崎班)	○母子保健課調査

指標名		ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査	
【環境整備の指標】	14	産後1か月でEPDS9点以上を示した人へのフォロー体制がある市区町村の割合 11.5% (平成25年度)	50.0%	100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査	
	15	・ハイリスク児に対し保健師等が退院後早期に訪問する体制がある市区町村の割合 ・市町村のハイリスク児の早期訪問体制構築等に対する支援をしている県型保健所の割合 ・市区町村 24.9% ・県型保健所 81.9% (平成25年度)	・市区町村 50.0% ・県型保健所 90.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査	
	16	・乳幼児健康診査事業を評価する体制がある市区町村の割合 ・市町村の乳幼児健康診査事業の評価体制構築への支援をしている県型保健所の割合 ・市区町村 25.1% ・県型保健所 39.2% (平成25年度)	・市区町村 50.0% ・県型保健所 80.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査	
【参考とする指標】	参1	周産期死亡率 出産千対 4.0 出生千対 2.7 (平成24年)	—	—	○人口動態統計	○人口動態統計	
	参2	新生児死亡率、乳児(1歳未満)死亡率(出生千対) ・新生児死亡率 1.0 ・乳児(1歳未満)死亡率 2.2 (平成24年)	—	—	○人口動態統計	○人口動態統計	
	参3	幼児(1~4歳)死亡率(人口10万対) 20.9 (平成24年)	—	—	○人口動態統計	○人口動態統計	
	参4	乳児のSIDS死亡率(出生10万対) 13.9 (平成24年)	—	—	○人口動態統計	○人口動態統計	
	参5	正常産児に占める低出生体重児の割合 ・低出生体重児 6.0% ・極低出生体重児 0.0093% (平成24年)	—	—	○人口動態統計	○人口動態統計	
	参6	妊娠11週以下での妊娠の届出率 90.8% (平成24年度)	—	—	○地域保健・健康増進事業報告	○地域保健・健康増進事業報告	
	参7	産後1か月時の母乳育児の割合	47.5% (平成25年度)	—	—	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
			(参考)51.6% (平成22年)	—	—	(参考) ○乳幼児身体発育調査	(参考) ○乳幼児身体発育調査
	参8	産後1か月でEPDS9点以上の褥瘡の割合 8.4% (平成25年度)	—	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査	
	参9	1歳までにBCG接種を終了している者の割合 92.9% (平成24年度)	—	—	○定期の予防接種実施者数(実施率は地域保健統計をもとに健康局結核感染症課で算出)	○定期の予防接種実施者数(実施率は地域保健統計をもとに健康局結核感染症課で算出)	
	参10	1歳6か月までに三種混合・麻しん・風しんの予防接種を終了している者の割合	・三種混合 94.7% ・麻しん 87.1% (平成25年度)	—	—	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
			(参考) ・三種混合 95.3% ・ポリオ 95.6% ・麻しん 89.3% ・風しん 85.7% (平成22年)	—	—	(参考) ○幼児健康度調査	(参考) ○幼児健康度調査
参11	不妊に悩む方への特定治療支援事業の助成件数 134,943件 (平成24年度)	—	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査		
参12	災害などの突発事象が発生したときに、妊産婦の受入体制について検討している都道府県の割合 23.4% (平成25年度)	—	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査		

指標名		ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査
【健康水準の指標】	1 十代の自殺死亡率	・10～14歳 1.3(男 1.8/女0.7) ・15～19歳 8.5(男 11.3/女5.6) (平成24年)	・10～14歳 減少 ・15～19歳 減少	・10～14歳 減少 ・15～19歳 減少	○人口動態統計	○人口動態統計
	2 十代の人工妊娠中絶率	7.1 (平成23年度)	6.5	6.0	○衛生行政報告例	○衛生行政報告例
	3 十代の性感染症罹患率	定点1カ所あたりの報告数 ・性器クラミジア 2.92 ・淋菌感染症 0.82 ・尖圭コンジローマ 0.33 ・性器ヘルペス 0.35 (平成24年)	減少	減少	○感染症発生動向調査	○感染症発生動向調査
	4 児童・生徒における痩身傾向児の割合	2.0% (平成25年度)	1.5%	1.0%	○学校保健統計調査	○学校保健統計調査
	5 児童・生徒における肥満傾向児の割合	9.5% (平成25年度)	8.0%	7.0%	○学校保健統計調査	○学校保健統計調査
	6 歯肉に炎症がある十代の割合	25.7% (平成23年)	22.9%	20.0%	○歯科疾患実態調査	○歯科疾患実態調査(次回調査: 平成28年予定)
【健康行動の指標】	7 十代の喫煙率	中学1年 男子 1.6% 女子 0.9% 高校3年 男子 8.6% 女子 3.8% (平成22年度)	中学1年 男子・女子 0% 高校3年 男子・女子 0%	中学1年 男子・女子 0% 高校3年 男子・女子 0%	○平成22年度厚生労働科学研究 (大井田班)	○厚生労働科学研究
	8 十代の飲酒率	中学3年 男子 8.0% 女子 9.1% 高校3年 男子 21.0% 女子 18.5% (平成22年度)	中学3年 男子・女子 0% 高校3年 男子・女子 0%	中学3年 男子・女子 0% 高校3年 男子・女子 0%	○平成22年度厚生労働科学研究 (大井田班)	○厚生労働科学研究
	9 朝食を欠食する子どもの割合	・小学5年生 9.5% ・中学2年生 13.4% (平成22年度)	・小学5年生 5.0% ・中学2年生 7.0%	中間評価時に設定	○児童生徒の食事状況等調査 (独立行政法人日本スポーツ振 興センター)	○児童生徒の食生活実態調査
【環境整備の指標】	10 学校保健委員会を開催している小学校、中学校、高等学校の割合	(参考) 85.1% (平成24年)	・小学校・中学校 % ・高等学校 %	・小学校・中学校 % ・高等学校 %	○文部科学省スポーツ・青少年 局学校健康教育課調べ	○文部科学省スポーツ・青少年 局学校健康教育課調べ
	11 地域と学校が連携した健康等に関する講習会の開催状況	53.6% (平成25年度)	80.0%	100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査



指標名		ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査
基盤課題B 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 【参考とする指標】	参1	スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合 ・小学校 37.6% ・中学校 82.4% ・その他 1,534箇所 (平成24年度)	—	—	○文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	○文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
	参2	スクールソーシャルワーカーの配置状況 784人 (平成24年度)	—	—	○文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ	○文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ
	参3	思春期保健対策に取り組んでいる地方公共団体の割合 ・自殺防止対策 19.1% ・性に関する指導 41.1% ・肥満及びやせ対策 17.9% ・薬物乱用防止対策 24.6% (喫煙、飲酒を含む) ・食育 48.0% (平成26年度)	—	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	参4	家族など誰かと食事をする子どもの割合 ・小学校5年生 朝食 84.0% ・夕食 97.7% ・中学校2年生 朝食 64.6% ・夕食 93.7% (平成22年度)	—	—	○児童生徒の食事状況等調査	○児童生徒の食事状況等調査 (参考) ○平成27年度乳幼児栄養調査

指標名		ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査
【健康水準の指標】	1	この地域で子育てをしたいと思う親の割合 91.1% (平成26年度)	93.0%	95.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	2	妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮をされたと思う就労妊婦の割合 91.0% (平成26年度)	93.0%	95.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
【健康行動の指標】	3	マタニティマークを妊娠中に使用したことがある母親の割合 52.3% (平成25年度)	60.0%	70.0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	4	マタニティマークを知っている国民の割合 45.6% (平成26年度)	50.0%	55.0%	○母子保健に関する世論調査	調査方法は、今後検討。
【環境整備の指標】	5	積極的に育児をしている父親の割合 47.2% (平成25年度)	50.0%	55.0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	6	・乳幼児健康診査の未受診者の全数の状況を把握する体制がある市区町村の割合 ・市町村の乳幼児健康診査の未受診者把握への取組に対する支援をしている県型保健所の割合 ・市区町村 96.7% ・県型保健所 33.8% (平成25年度)	・市区町村 99.0% ・県型保健所 50.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
【参考とする指標】	7	育児不安の親のグループ活動を支援する体制がある市区町村の割合 28.9% (平成25年度)	50.0%	100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	8	母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる地方公共団体の割合 ・市区町村 97.9% ・県型保健所 95.1% (平成25年度)	・市区町村 100% ・県型保健所 97.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
【参考とする指標】	参1	個人の希望する子ども数、個人の希望する子ども数と出生子ども数の差 ・平均理想子ども数 2.42 ・平均理想子ども数(2.42)と平均出生子ども数(1.71)の差 0.71 (平成22年)	—	—	○出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査(国立社会保障・人口問題研究所))	○出生動向基本調査(結婚と出産に関する全国調査(国立社会保障・人口問題研究所))
	参2	不慮の事故による死亡率(人口10万対) 0~19歳 3.4 ・0歳 9.0 ・1~4歳 2.9 ・5~9歳 1.9 ・10~14歳 1.6 ・15~19歳 5.7 (平成24年)	—	—	○人口動態統計	○人口動態統計
	参3	事故防止対策を実施している市区町村の割合 56.8% (平成25年度)	—	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	参4	乳幼児のいる家庭で、風呂場のドアを乳幼児が自分で開けることができないよう工夫した家庭の割合 38.2% (平成25年度)	—	—	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	参5	父親の育児休業取得割合 1.89% (平成24年度)	—	—	○雇用均等基本調査	○雇用均等基本調査

指標名		ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査
重点課題① 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	【健康水準の指標】 1	ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合 ・3・4か月児 79.7% ・1歳6か月児 68.5% ・3歳児 60.3% (平成25年度)	・3・4か月児 81.0% ・1歳6か月児 70.0% ・3歳児 62.0%	・3・4か月児 83.0% ・1歳6か月児 71.5% ・3歳児 64.0%	○平成25年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	2	育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 83.4% (平成26年度)	90.0%	95.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	【健康行動の指標】 3	子どもの社会性の発達過程を知っている親の割合 83.3% (平成26年度)	90.0%	95.0%	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
	4	発達障害を知っている国民の割合 67.2% (平成26年度)	80.0%	90.0%	○母子保健に関する世論調査	調査方法は、今後検討。
	【環境整備の指標】 5	・発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制がある市区町村の割合 ・市町村における発達障害をはじめとする育てにくさを感じる親への早期支援体制整備への支援をしている県型保健所の割合 ・市区町村 85.9% ・県型保健所 66.5% (平成25年度)	・市区町村 90.0% ・県型保健所 80.0%	・市区町村 100% ・県型保健所 100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	【参考とする指標】 参1	小児人口に対する親子の心の問題に対応できる技術を持った小児科医の割合(小児人口10万対) 6.2 (参考) 1,013名 (平成24年度)	—	—	○(一社)日本小児科医会調べ	○(一社)日本小児科医会調べ
	参2	小児人口に対する児童精神科医師の割合(小児人口10万対) 11.9 (平成25年)	—	—	○日本児童青年精神医学会調べ(平成25年4月1日時点)	○日本児童青年精神医学会調べ
	参3	情緒障害児短期治療施設の施設数 30道府県 38施設 (平成24年)	—	—	○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ(平成24年10月1日時点)	○雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ
	参4	就学前の障害児に対する通所支援の利用者数 37,505名 (平成25年)	—	—	○社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ(平成25年12月1日時点)	○社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ
	参5	障害児支援を主要な課題とする協議体を設置している市区町村数 421 (平成25年)	—	—	○社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ(平成25年4月時点)	○社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ

指標名		ベースライン	中間評価(5年後)目標	最終評価(10年後)目標	ベースライン調査	今後の調査
【健康水準の指標】	1 児童虐待による死亡数	・心中以外 58人 ・心中 41人 (平成23年度)	それぞれが減少	それぞれが減少	○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書	○「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」の報告書
	2 子どもを虐待していると思われる親の割合	(参考) ・3・4か月児 0.8% ・1歳6か月児 2.2% ・3歳児 4.4% (平成26年度) ※調査方法の変更に伴い、中間評価時に改めて設定。	—	—	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
【健康行動の指標】	3 乳幼児健康診査の受診率(基盤課題A再掲)	(未受診率) ・3～5か月児 4.6% ・1歳6か月児 5.6% ・3歳児 8.1% (平成23年度)	(未受診率) ・3～5か月児:3.0% ・1歳6か月児:4.0% ・3歳児 :6.0%	(未受診率) ・3～5か月児:2.0% ・1歳6か月児:3.0% ・3歳児 :5.0%	○地域保健・健康増進事業報告	○地域保健・健康増進事業報告
	4 児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通告義務を知っている国民の割合	61.7% (平成26年度)	80.0%	90.0%	○母子保健に関する世論調査	調査方法は、今後検討。
	5 乳幼児揺さぶられ症候群(SBS)を知っている親の割合	94.3% (平成26年度)	100%	—	○平成26年度厚生労働科学研究(山縣班)	○母子保健課調査
【環境整備の指標】	6 妊娠届出時にアンケートを実施する等して、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市区町村の割合(基盤課題A再掲)	92.8% (平成25年度)	100%	—	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	7 対象家庭全てに対し、乳児家庭全戸訪問事業を実施している市区町村の割合	— (平成26年度に調査予定)	ベースライン調査後に設定	ベースライン調査後に設定	○雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ	○子どもを見守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ ※市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査は、5年に1回の調査予定(次回は平成30年度に実施予定)。 ※各年度ごとには、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで調査。
	8 養育支援が必要と認めた全ての家庭に対し、養育支援訪問事業を実施している市区町村の割合	— (平成26年度に調査予定)	ベースライン調査後に設定	ベースライン調査後に設定	○雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ	○子どもを見守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ ※市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査は、5年に1回の調査予定(次回は平成30年度に実施予定)。 ※各年度ごとには、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで調査。
	9 特定妊婦、要支援家庭、要保護家庭等支援の必要な親に対して、グループ活動等による支援(市町村への支援も含む)をすすめる体制がある県型保健所の割合	30.3% (平成25年度)	70.0%	100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査
	10 要保護児童対策地域協議会の実務者会議、若しくはケース検討会議に、産婦人科医療機関の関係職種(産婦人科医又は看護師や助産師)が参画している市区町村の割合	— (平成26年度に調査予定)	ベースライン調査後に設定	ベースライン調査後に設定	○雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べ	○子どもを見守る地域ネットワーク等調査(政府統計)総務省調べ ※市区町村の児童家庭相談業務の実施状況等の調査は、5年に1回の調査予定(次回は平成30年度に実施予定)。 ※各年度ごとには、雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室調べで調査。
11 関係団体の協力を得て、児童虐待に関する広報・啓発活動を実施している地方公共団体の割合	54.9% (平成25年度)	80.0%	100%	○母子保健課調査	○母子保健課調査	
12 児童虐待に対応する体制を整えている医療機関の数	(参考)572か所 (平成25年度)	三次と二次救急医療機関の50%	全ての三次と二次救急医療機関数	○母子保健課調査	○母子保健課調査	